

ワシントン条約常設委員会によるイワシクジラに関する勧告と イワシクジラ製品の国内流通について

平成 30 年 10 月 29 日
日 本 捕 鯨 協 会

平成 30 年 10 月 1 日（月）から 5 日（金）まで開催されたワシントン条約「常設委員会」において、日本政府に対し、新北西太平洋鯨類科学調査において公海で捕獲されるイワシクジラの我が国への「輸送」に関して、「速やかに是正措置を講じるべき」との勧告が出されました。

この件に関し、イワシクジラ製品は条約違反であり、販売・購入ができなくなるのかとの問い合わせをいただいておりますが、本年度捕獲した分を含め現在国内にあるイワシクジラ製品については、販売・購入には何ら問題がないことをお知らせします。

今回の勧告は、平成 31 年度以降のイワシクジラの「国内への輸送」を対象に是正措置を求めるものであって、すでに国内にあるイワシクジラ製品の流通や消費に影響を与えるものではありません。

現在、国内にあるイワシクジラ製品は、国際捕鯨取締条約の規定に基づく科学的研究のための調査として農林水産大臣が発給した許可の下で本年 8 月までに捕獲され、ワシントン条約の規定に基づき水産庁長官が発給した「海からの持込み証明書」を受けて、国内に輸送され、流通しており、国際法・国内法令の所要の手続を経て正当に入手されたものです。これまでと同様の取扱いで問題ありませんのでご安心ください。